

鎌ヶ谷市きらりホール友の会 規約

(目的)

第 1 条 この会は、鎌ヶ谷市きらりホールの指定管理者である株式会社セイウンが提供する事業を通じて、会員と共に地域における芸術文化の振興を図ることを目的とします。

(名称)

第 2 条 この会の名称は、鎌ヶ谷市きらりホール友の会（以下『友の会』という。）と称します。

(事務局)

第 3 条 この会の事務局は鎌ヶ谷市きらりホールの指定管理者である株式会社セイウンが務め、事務局を鎌ヶ谷市きらりホール内に設置します。

(会員)

第 4 条 本規約を承諾の上、次条に定める方法で『友の会』への入会を申し込み、事務局が入会を認めた方を「会員」といいます。
2. 会員の種類は「個人会員」（個人にて加入の方）及び「法人会員」（法人格として加入の方）の2種類とします。

(入会)

第 5 条 入会の手続きは、鎌ヶ谷市きらりホールの事務所窓口で、所定の用紙に必要事項を記入の上、お申込みいただきます。

(会費)

第 6 条 『友の会』の会費は次の通りとします。
(1) 「個人会員」は無料
(2) 「法人会員」は1,000円
「法人会員」お申込みの方は事務所窓口にて入会時に入会金をお支払いいただきます。

(会員証)

第 7 条 事務局は「会員」に対し、友の会会員カードを貸与するものとします。
2. 友の会会員カードは「会員」本人のみが利用できるものとし、他人に譲渡、貸与することはできません。

(会員期間・更新)

第 8 条 「個人会員」の会員期間は申込み時から原則1年間となります。会員期間終了の1カ月前に「会員」から退会の申し入れがない場合は自動更新するものとし、次年度も引き続き会員資格を継続するものとします。
2. 「法人会員」の会員期間は申込み時から原則1年間となります。「法人会員」が次年度以降も継続を希望する場合は会員期間終了1カ月前までに事務所窓口で継続会費1,000円をお支払いいただきます。

(会員特典)

第 9 条 「会員」は次のサービスを事務局が指定する方法により受け取ることができます。
(1) チケット先行販売
株式会社セイウンが主催するきらりホールでの公演のチケットを一般発売前に販売する機会を指定した際に先行して購入することが出来ます。但し、株式会社セイウンが販売予定枚数を設定した際等、数に限りがある場合は「会員」が必ずチケットを購入できることを約束するものではありません。
(2) チケット割引販売
株式会社セイウンが指定するきらりホール主催公演のチケットを一般料金より安く購入することができます。但し、割引金額は公演により異なります。
(3) 主催公演情報の提供
主催公演情報を掲載した『きらりNEWS』等、各種きらりホールの情報を希望者へ送付します。
(4) その他、株式会社セイウンが「会員」向けに実施するサービスを受け取ることが出来ます。

(営利目的でのチケット購入及びチケットの転売禁止)

第 10 条 「会員」として購入した公演チケットを、インターネット・オークション、対面販売、その他方法に関わらず、株式会社セイウンが営利目的と判断する第三者への転売を禁じます。

(届出事項の変更)

第 11 条 「会員」は氏名、住所など入会時に届け出た事項に変更があったときは、事務局にその内容変更を速やかに届け出るものとします。

2. 前項の届出がないために、事務局からの通知又は送付書類その他のものが延着又は到着しなかった場合、異議を申し立てることができないものとします。また、その際に生じた不利益、損害について株式会社セイウンはその責を負いません。

(退会)

第 12 条 「会員」は事務局に届け出ることによって『友の会』を退会することができます。

2. 退会時には貸与した友の会会員カードを事務局に返却するものとします。また「法人会員」が会員期間内に退会を届出た場合、会費の返還はいたしません。

(会員資格の喪失)

第 13 条 次の場合は、「会員」は会員資格を喪失するものとします。

- (1) 入会に際し虚偽の申告があったとき
- (2) 会費及び代金の支払いを怠ったとき
- (3) 株式会社セイウンが定めた本規約に違反したとき
- (4) 株式会社セイウンが「会員」として不適格と判断したとき
- (5) その他、運営上の支障がある時

(個人情報)

第 14 条 株式会社セイウンは、会員情報について鎌ケ谷市個人情報保護制度及び個人情報保護条例を遵守し、適切に取り扱います。

2. 株式会社セイウンは、会員情報を鎌ケ谷市教育委員会と締結した「鎌ケ谷市きらりホール及び鎌ケ谷市中央公民館指定管理者基本協定書」に定められた業務を実行する上で、必要に応じ次の目的のために利用するものとします。

- (1) きらりホールの情報等の送付（印刷物等）
- (2) きらりホールの情報等の送信（メール等）
- (3) ご予約いただいたチケット等の取り置き
- (4) その他必要なご連絡等『友の会』運営に付随する業務
- (5) 鎌ケ谷市きらりホールの管理運営に係る業務実施に関連した、お客さまサービス、情報発信を目的とした利用。但し、その際には「会員」個人が特定できない形に加工することを遵守する。

3. 株式会社セイウンは、個人情報漏洩を防止するため必要と判断した安全管理対策を講じるものとします。

4. 株式会社セイウンは、「会員」から自身に関する情報の開示、訂正、利用停止、消去の依頼があった場合は、本人であることを確認した上で、特別の理由がない限り速やかに対応するものとします。

(規約の変更)

第 15 条 株式会社セイウンは、本規約を『友の会』の運営状況に応じて変更することができるものとします。

附則

この規約は、令和2年4月1日から施行します。